

お取引先様各位

株式会社ハウズジーメン

長期使用構造等（長期優良住宅）の確認
 低炭素建築物の技術的審査
 性能向上計画認定に係る技術的審査
 の法改正による業務変更に関するご案内

2022年10月1日に「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」ならびに、「建築物省エネ法の誘導基準、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）の誘導基準の改正」が行われることから所管行政庁へ認定申請する時期により、それぞれ新しい基準に変わりますので以下の通りご案内いたします。

1. 長期優良住宅

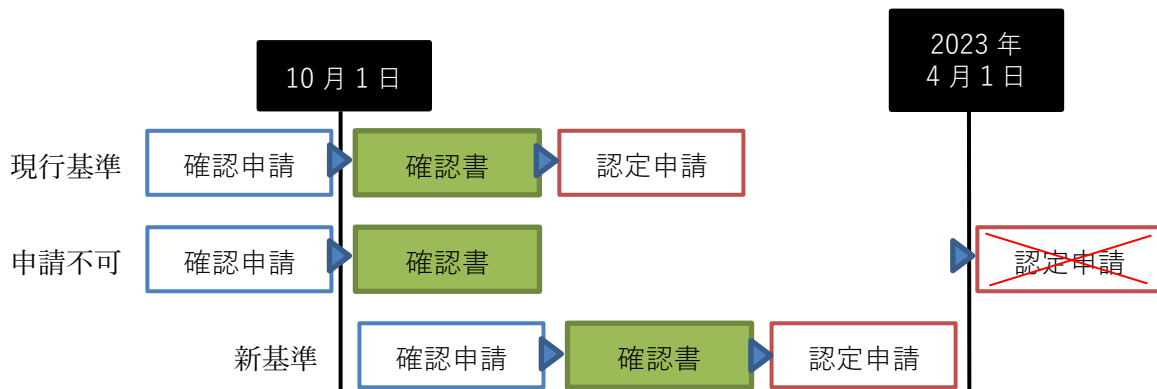
改正基準の概要 現行基準：断熱等性能等級4、耐震等級2 or 3

新基準：断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6
 耐震等級2 or 3（壁量計算による場合は耐震等級3）

新基準適用日

10月1日以降に長期使用構造等の確認申請を当社へ行う場合、新基準となります。

なお、9月30日以前に長期使用構造等の確認申請を行った場合は2023年3月31日までに所管行政庁へ認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。



2. 低炭素建築物

改正基準の概要 現行基準：断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級5、その他2項目選択

新基準：断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6、その他1項目選択
 再生可能エネルギーの設置

新基準適用日

10月1日以降に低炭素建築物計画認定を所管行政庁へ申請する場合。

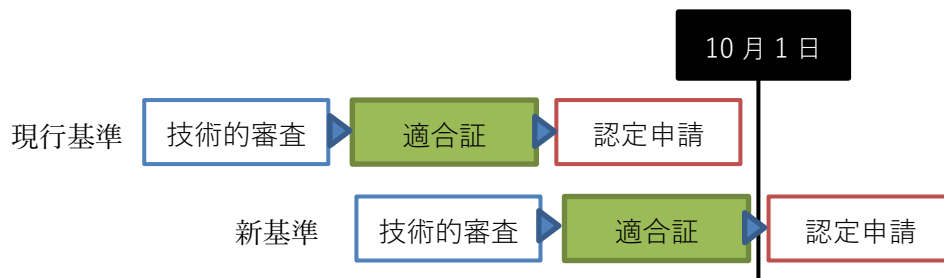
3. 性能向上計画認定

改正基準の概要 現行基準：断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級5

新基準：断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6

新基準適用日

10月1日以降に性能向上計画認定を所管行政庁へ申請する場合。



4. 現行基準での新規受付終了日

当社での**低炭素建築物の技術的審査**ならびに**性能向上計画認定に係る技術的審査**は9月中に適合証の発行および所管行政庁への認定申請を要するため、**新規受付日を9月9日(金)まで**とします。なお、新基準での技術的審査の受付開始は9月10日以降で準備出来次第ご案内いたします。

5. 本件に関するお問合せ先

審査部 審査室 TEL：03-5408-8496 西日本審査室 TEL：092-433-2868